

プライバシーの新理論

ダニエル・J・ソローヴ

出典・凡例

本稿は、Daniel J. Solove, *Understanding Privacy*, Harvard University Press, 2008（邦訳：ダニエル・J・ソローヴ（大谷卓史訳）『プライバシーの新理論』（みすず書房，2013年））の要約である。邦訳は適宜参照したが、必ずしも従っていない。原語を付す際には () を用いた。

1 プライバシー：未整理の概念

世界中でプライバシー保護を目的とする多くの制定法や憲法上の権利、裁判所による判決、ガイドラインなどが認められてきており、プライバシーはグローバルな懸念を呼ぶ問題となっている。また、テクノロジーの発展によってプライバシーに対する懸念はますます高まりつつある。だが、そうであるにもかかわらず、プライバシーの内容については百家争鳴、種々様々な定式がなされ、万人が「プライバシー」について語りながら、自分たちが述べている対象が正確には何であるかをわかっていないかのようである。プライバシーは、すべてのものを包摂するように思われるがゆえに、それ自身は何者でもないように見える。ここにおいて、プライバシーを明晰かつ包括的に理解する必要がある。

2 プライバシー理論とその欠陥

過去に行われてきたプライバシーの概念化は次の6つに分類することができる。すなわち、①放っておいてもらう権利——サミュエル・ウォーレンとルイス・ブランドイスの著名なプライバシーの権利の定式、②自己へのアクセスの限定——他者からの望まないアクセスから自己を防衛する能力、③秘匿性——一定の事柄を他者から秘匿すること、④個人情報のコントロール——自己に関する情報へのコントロールを行使する能力、⑤人格性 (personhood)——個人の人格、個性、および尊厳の保護)、⑥親密性——親密な関係や生活の個人的な側面についての支配またはそこへのアクセスの限定、である。

従来行われてきたプライバシーの概念化の「伝統的方法」は、類と種差によって定義するものである。つまり、他の事柄からプライバシーを区別するものや、さまざまなかたちで顕れたものをプライバシーとして同定するものを解明する試みとして理解されている。その目的はプライバシーの特徴を定義することであり、プライバシーという語の用法はつねにプライバシーという概念カテゴリーときれいに一致していなければならないとされる。したがって、プライバシー概念は、プライバシーとは何かをどれだけ正確に画定できたか、論理的かつ一貫性があるかによって判断されることとなる。上記の6つの概念化は、こうした伝統的方法に則っていた。

しかし、いずれの理解も多くの洞察を含んでいる一方で、いずれも過少であるか過剰に広すぎるものとなっている。筆者は、現代のプライバシー理論に関する問題は概念化の方法にあると主張する。これらの諸理論は公分母を発見するという目標を達することが決してできない。しかし、プライバシーの中核的次元が存在しないとすればどうだろうか？

3 プライバシーの再構築

筆者はプライバシーの新たな理解を提唱する。新たなアプローチには4つの次元がある。すなわち、①方法、②一般性、③可変性 (variability)、④焦点である。

方法について。伝統的方法に代わり、筆者はウィトゲンシュタインの家族的類似の観念から導出された方法を用いるべきであると主張する。この方法によれば、プライバシーはその見出しのもとで理解するような公分母の探究によって定義されるのではなく、ボトムアップの手法によって多元的に理解することができる。ウィトゲンシュタインは、伝統的な概念化の方法とは別の、言語を概念化するしかたを示した。彼によれば、言語は唯一の本質をもつのではなく、「何も共通していない」が、「多くの異なる点において関連している」さまざまな活動の集積を含む。すなわち、ある種の概念は共通な特徴を有しているのではなく、むしろ類似する特徴の共通のグループから引き出されてきたと論じる。プライバシーの概念は、さまざまな形態のそれに具体的に焦点を当て、その類似性と差異とが何であるかを認識することを通じて、「互いに重なりあったり、交差しあったりする類似性の複雑なネットワーク」を理解することによって多元的に把握することができる。このようにして、プライバシーは特定の包括的な概念としてではなく、コンテキストに依存する多元的な概念の総称として理解される。

一般性について。伝統的な方法はきわめて一般的なレベルで定義の枠組みを構築しようとしてきたが、この一般性によって過少包摂や過剰包摂となっていた。よりコンテキストに依存するしかたで概念化するには、普遍に抗し個別を受け入れるプラグマティズムの哲学が参考になる。この哲学で共通するのは、ア・プリオリな知識という観念が存在するという見解から離れるという点、つまり知識は経験を通じてはじめて生じるという点である。したがって、プライバシーの概念化は特定の状況においてプライバシーを理解することに焦点を当てるべきである。もっとも、有益なプライバシー理論を得るためには、一般化の必要がある。筆者は、プラ

プライバシーを事例からボトムアップの方法で概念化するとともに、プライバシーの諸利益を理解・認識する枠組みを生み出すことで一般化することも目指す。

可変性について。プライバシーは、社会と文化に依存しているがゆえに偶然的 (contingent) である。時代によってプライバシーの問題と考えられる事柄は変化してきた。しかし、ある事柄がプライバシーの問題に属するというだけでは足りず、それによって何が意味されているかが重要である。ここでは、家族、身体、性、住居、通信 (communications) という事柄について具体的な系譜を検討する。これらの系譜を検討すると、プライバシーが一定の活動の次元求められるか、またわれわれが一定の活動にプライバシーが含まれるかは、技術的・社会的変化によって変わることがわかる。もっとも、家族や身体等のプライバシーがまったく偶然的というわけではない。一部のプライバシーは生物学的本能に根ざしている可能性もあり、一定の普遍性がある。プライバシーは、複数の人類が適切に機能するのに文化的に普遍的に必要であるかもしれないが、その形態は文化に依存するのである。

焦点について。プライバシーはきわめてコンテキスト依存的で偶然的であるがゆえに複雑であるから、有益なしかたで一般化するためには、一般的に論じることができるほど十分堅固でありながら、同時にプライバシーの動態性を説明できるほど十分柔軟であるプライバシーの次元に焦点を当てる必要がある。プライバシーへの焦点には、代表的なものとして、情報または事物の性質に焦点を当てるもの、個人の選好に当てるもの、プライバシーの合理的な期待に当てるものが挙げられる。しかし、プライバシーは事物の内在的性質ではなく、特定の情報や事物に付随する諸条件によって決まる。また、プライバシーは人びとの態度によって決定されるものではあるが、個人の選考をに焦点を当てる理論は不安定で気まぐれになってしまうだろう。さらに、プライバシーが個人の期待ではなく社会的な合理的期待だとしても、プライバシーに関する現状報告しかできず法律等の規範を導出することはできないし、そもそも現代は個人がプライバシーを期待することがますます難しくなっている。したがって、プライバシーは単なる社会的欲求ではなく規範的欲求として捉える必要がある。そこで筆者は、プライバシーの理論のための焦点は、解決のために法が求められる諸問題にこそ置かれるべきであると主張する。これは、哲学的探究は「経験的 (experimental)」でなければならないとするジョン・デューイのプラグマティズムの哲学と同様である。プライバシーの理論の出発点は、具体的な状況と特定のコンテキストに置かれなければならない。

4 プライバシーの価値

プライバシーの理論の最も重要な次元の一つは、その価値をどのように精査するかである。また、なぜプライバシーが保護に値するかという根拠も問題となる。

プライバシーの美德と悪徳についてはさまざまな議論がなされてきた。たとえば、自己の発展 (self-development) にとって重要であるとか、親密な関係の構築にとって価値があるとか、デモクラシーにとって重要であるとかいった議論は、プライバシーの価値を認めるものであ

る。他方で、プライバシーは「何かを奪われている状態を意味した」として社会からの退却の一形態として批判する見解や、コミュニティと連帯の脅威であるという見解、違法な活動を隠蔽しアカウントビリティを減ずるため社会によるコントロールを損なうという見解、信頼の確立や人びとの評判を判断するのを困難にしまうという見解、家庭内での女性の虐待と抑圧を覆い隠すという見解、過去の名残に過ぎないという見解、商業的効率と利益を損なうという見解、情報の自由な流通と対立するという見解、犯罪の検知・予防や国家安全保障といった価値と対立するという見解などは、プライバシーの価値を否定するものである。このように、プライバシーの価値を認める見解も否定する見解もさまざまなものがある。これらを理解するためには、基本的な方法とアプローチについての不可欠な問題を解決し、より広い吟味を行う必要がある。

プライバシーの価値評価の諸理論には、内在的価値と道具的価値による説明、非帰結主義的説明、プラグマティズム的説明がある。内在的価値による説明では、あるものがそれ自体で価値があるとされ、道具的価値による説明では、別の重要な目的を増進するがゆえに価値があるとされる。内在的価値理論の問題は、なぜあるものに価値があるのかがしばしば説明困難であるという点である。一定の形態のプライバシーは内在的価値をもつと見ることもできるが、プライバシーの多くはそれが増進する目的のために価値がある。非帰結主義的説明によれば、プライバシーの価値は各個人の尊厳と自立を尊重する道徳的義務を遵守することから成る。しかし、個人の尊厳と自立は、プライバシーと反対利益の対立の両側にあることが多く、いずれの価値ないし利益が勝るかという点について指針を与えることができない。筆者が採るのはプラグマティズム的説明である。プライバシーは現実的帰結 (practical consequences) の観点から理解されるべきである。プライバシーは対立する諸価値と衡量されるべきであり、社会にとって最善の結果をもたらす場合に勝るとされるべきである。こうした比較衡量は、抽象的にではなく特定の状況において具体的に判断されなければならない。

伝統的なりベラリズムはプライバシーを個人主義にもとづく（社会と区別される）個人の権利として理解してきた。この見解に対しては、共通善の重要性を見落としているとのコミュニタリアンからの批判がある。この批判は、なぜ個人的なプライバシーが社会的諸利益に勝るかを説明できていないという指摘としては正しいが、社会と個人の二分法を前提している点で不当である。筆者はプラグマティズムによるアプローチを採用し、プライバシーの価値は社会に対する寄与を基礎として評価されるべきであると主張する。社会的価値によって理解するからこそ、個人を保護するものにすぎないプライバシーが社会的諸利益との比較衡量において勝ることへの適切な理由を与えることができる。

プライバシーはさまざまなタイプの問題に対する多元的な保護から成っているため、その価値についても同様である。プライバシーは、互いにすべて類似してはいるが同一ではないしかたで多元的な諸問題から保護するものである。

5 プライバシーの類型論 (Taxonomy)

筆者は、プライバシーの諸問題の類型論を展開し、より多面的なプライバシー理解を示す。ここでの類型論はこれまで述べてきたように、プライバシーの諸問題に焦点を当てるため、それらを引き起こす諸活動に着目する。そこで、有害な諸活動を次の4つに分類する。すなわち、①情報収集 (information collection), ②情報処理 (information processing), ③情報拡散 (information dissemination), ④侵襲 (invasion) である。これらは、4種類の諸活動によって最も影響を受ける主体 (データ主体) を起点としたモデルに位置づけられる。つまり、この主体からさまざまなエンティティが情報を収集し、データ保有者がこれを処理 (保管, 組み合わせ, 操作, 検索, 利活用) し、さらに譲渡や公開を行ったうえで、たとえば意思決定への介入など、さまざまなかたちで個人へ直接「侵襲」する。

①情報収集には、監視 (surveillance) と尋問 (interrogation) が含まれる。監視は、個人の諸活動の観察, 聴取, 記録である。尋問は、情報を求めて行われるさまざまな形態での質問および調査である。

②情報処理には、集積 (aggregation), 識別 (identification), 非セキュリティ状態 (insecurity), 二次利用 (secondary use), 排除 (exclusion) が含まれる。集積は、ある個人に関するさまざまな情報の組み合わせに関わる。識別とは、情報を特定の諸個人に結びつけることをいう。非セキュリティ状態は、補完された情報を漏洩や不正アクセスから保護する際の不注意に関わる。二次利用とは、収集された情報をデータ主体の同意なく別の目的に利用することをいう。排除は、データ主体に対して他者が当人についての情報を持っている旨を知らせることや当人を情報の利活用に関わらせることができないということに関わる。これらはデータの管理や利活用の方法に関わる。

③情報拡散には、守秘義務違反 (breach of confidentiality), 開示 (disclosure), 暴露 (exposure), アクセス可能性の拡大 (increased accessibility), 脅迫 (blackmail), 無断利用 (appropriation), 歪曲 (distortion) が含まれる。守秘義務違反は、個人情報に秘匿するという約束を破ることをいう。開示とは、他者がある人の評判を判断するしかたに影響を与える真実の情報を明らかにすることに関わる。暴露は、他者の裸体, 苦悩, 身体的諸機能を明らかにすることに関わる。アクセス可能性の拡大とは、情報へのアクセス可能性を増加させることをいう。脅迫とは、個人情報を開示すると脅すことをいう。無断利用は、データ主体の身元 (identity) を他者の目的や利益のために利活用することに関わる。歪曲は、諸個人に関する虚偽または誤解を招く情報を拡散することに関わる。

④侵襲は、人びとの個人的事情への侵襲に関わる。このグループには侵入 (intrusion), 意思決定への介入 (decisional interference) が含まれる。侵入は、個人の静謐 (tranquility) や幽寂 (solitude) を阻害する侵害的行為に関わる。意思決定への介入は、データ主体の個人的事情に関する意思決定への侵入に関わる。

これらの類型論には異論もありうるだろうが、議論のあり方をプライバシーの内在的意味からプライバシーの諸問題に移行させる試みである。本書は、議論のパラメータとして最も有益なものを解明し、そのパラメータを設定し、多元的な問題思考の研究手法の一例として類型論を提示することを目指している。類型論は、プライバシーの諸問題を同定し解決するのにより役立つだろう。

類型	情報収集	情報処理	情報拡散	侵襲
サブセクション	<ul style="list-style-type: none"> ・監視 ・尋問 	<ul style="list-style-type: none"> ・集積 ・識別 ・非セキュリティ状態 ・二次利用 ・排除 	<ul style="list-style-type: none"> ・守秘義務違反 ・開示 ・暴露 ・アクセス可能性の拡大 ・脅迫 ・無断利用 ・歪曲 	<ul style="list-style-type: none"> ・侵入 ・意思決定への介入

6 プライバシー：新たな理解

プライバシーの中核を見出そうとする理解に代わり、別個ではあるが関連した（家族的類似をもつ）多元的諸問題から保護する制度・手段の集合として理解することで、法的・政策的諸問題をより明確に認識しより効率的に解決することができる。この理解のために、筆者は16のサブグループを伴う4類型から成る枠組みを提示した。これにより、よりコンテキストを重視し、問題に焦点を当てることが可能となるだろう。

類型論を詳細にみると、プライバシーの諸問題の本質についての理解が深まる。個人および社会は、プライバシー問題によってさまざまな損害を受けることを指摘できる。具体的には、物理的損害、金銭的損失と財産的損害、名誉的損害、感情的・心理的損害、（守秘義務違反等の）関係的損害、（漏洩等への）脆弱性の損害、萎縮効果、権力の不均衡などが挙げられる。もっとも、プライバシーの問題を認定することと賠償することは別である。法は所与のコンテキストにおいてプライバシーの問題を認定しても問題によって生じた損害の賠償をすることができないことがありうる。米国の裁判所はいくつかの判例においてそれを露呈した。

類型論で示した諸問題には、文化的差異がありうるが、かなりの程度の合意があると考えられる。またグローバル化が進むほど、諸国は安全保障やビジネスの目的のために個人情報共有するため、この合意はますます進む可能性がある。

プライバシー問題はテクノロジーによっても生じるが、むしろ人びとやビジネス、政府の諸活動を通じて生じる。とくに目立つ問題として、ドラッグ検査、政府のデータマイニング、監視カメラの映像の開示といったものが挙げられる。本書で示した枠組みは、諸活動に着目する

ことでプライバシー問題を特定し理解するものであるため、裁判所と政策立案者は対立する諸利益とプライバシーへの配慮をより正しく均衡させることができるだろう。この理論は最終的な回答ではなく、今後も生じる新たなプライバシー問題へと取り組むための枠組みである。本書は、泥沼にはまることなく包括的で明晰なプライバシー理解に至ると筆者が信じるころのものへの出発点である。

(松本 有平)